

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 23（情）第 77 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 11 月 7 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、実施機関が平成 23 年 11 月 2 日に発表した「公用の郵便切手 40 万 8020 円相当を金券ショップで換金し、私的に流用した健康福祉局の非常勤職員（以下「本件非常勤職員」という。）を免職にした事実」（以下「本件免職事案」という。）に関する内容が記載されている文書として、①発表に関する決裁文書（以下「別件請求文書 1」という。）、②発表の際の質疑応答を記録した文書（以下「別件請求文書 2」という。）、③担当する業務に必要という理由で不正に受領した郵便切手のそれぞれの実績（受領年月日・その年月日ごとに受領した郵便切手の額、郵送先ごとの普通郵便や特定記録などの郵送区分の内訳）（以下「別件請求文書 3」という。）及び④上記③の特定記録などの郵送区分を判断することについて、職場の上司が承認した事実が確認できる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、別件請求文書 1 及び別件請求文書 3 については、対象となる行政文書を特定し行政文書開示決定を行ったほか、別件請求文書 2 及び本件請求文書については作成又は取得していないため、それぞれ不存在を理由とする行政文書不開示決定（このうち本件請求文書に係る決定を「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 11 月 21 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 12 月 5 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求の対象とした文書を「作成又は取得していない」という理由により開示しなかったものである。

このことは、不正の事実とその背景や責任の所在をうやむやにしようと画策しているものである。

本来は当然に存在すると思料される開示請求の対象文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件免職事案では、本件非常勤職員が担当上司の決裁を得ずに切手の要求を行っていたため、本件請求文書は作成されておらず、対象文書が存在しないという理由で不開示とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書は、本件免職事案において、本件非常勤職員が担当する業務に必要という理由で不正に受領した郵便切手について、特定記録などの郵送区分を判断することについて、職場の上司が承認した事実が確認できる文書であり、実施機関は作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

異議申立人は、本件請求文書は、本来は当然に存在すると思料されるため適正な開示を求める旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件非常勤職員が担当上司の決裁を得ずに切手の要求を行っていたと説明するため、当審査会において、実施機関が本件非常勤職員を免職すること等の検討を行った資料を見分したところ、本件非常勤職員は、担当上司の決裁を得ないで切手を貼付する相手方のリストを作成し、切手を管理する部署に提出し、切手を要求及び受領した上で私的に流用しており、このことは、本件非常勤職員に係る職の設置要綱に規定する免職事由に該当するため免職することが決定されていた。

また、切手の交付を受ける際に所属内での決裁を受ける仕組ができていなかったことなどが本件免職事案の発生要因とされ、本件免職事案発生後には、職員が切手の払出しを要求する際には上司の決裁を受けることとする等、郵便切手等の取扱いを明確化した再発防止策が講じられていた。

そうすると、本件非常勤職員の上司は、本件非常勤職員が不正に受領した郵便切手について、特定記録などの郵送区分も含め、本件非常勤職員が切手を要求及び受領すること自体把握していなかったという実施機関の説明に、不自然又は不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 12. 15	・諮問を受けた。
30. 4. 9	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 4. 27	・実施機関から理由説明書を收受した。
30. 5. 29	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
30. 9. 21 (平成 30 年度第 6 回第 2 部会)	・諮問の審議を行った。
30. 10. 22 (平成 30 年度第 7 回第 2 部会)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授